

令和4年7月12日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第77回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年7月12日（火） 15:45～16:12

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計21名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料1】

- ・7月は、昨日までの11日間の累計で7,109人の陽性者が確認されており、ひと月としては過去最多であった4月の4,358人を既に上回っています。また、昨日、7月11日には、1日当たりの陽性者数としては過去最多となる1,262人の陽性者を確認しており、特に、松江保健所管内で502人、出雲保健所管内で445人、益田保健所管内で182人と陽性者数が急増していますが、県内全域において陽性者数が増加してきております。
- ・2ページのグラフをご覧ください。感染者数を週単位で棒グラフにしております。7月4日から7月10日までの1週間は4,710人と急増し、これまでの最高であった前の週の2,450人の約1.9倍となっています。こうした陽性者数の急増の影響で、多くの病院や診療所などの診療・検査医療機関においては、多くの有症状者が外来を受診し、診療がひっ迫し、一般医療も含めて、検査や受診に多くの時間を要する状況となっています。
- ・次に、3. 病床確保状況及び使用率の表をご覧ください。現在、病床

は最大で 371 床を確保しており、そのうち、速やかに患者の受入れができる即応病床は、青の折れ線グラフのとおり、陽性者が増加してきたことに対応して、病床数を増やしており、現在、343 床としております。

- ・昨日、7月11日時点での入院患者数は、139人で、病床使用率は、確保病床で37.5%、即応病床で40.5%となっています。入院患者のうち、重症の方が1人、中等症の方が34人おられます。この他、療養先の調整が終わった入院等調整済の方が603人、調整中の方が1,460人となっています。
- ・次に、4. 軽症者等の療養をご覧いただくと、昨日7月11日時点で、宿泊療養者数は、51人、自宅療養者数は、4,350人と感染急拡大の影響を受けて自宅療養者の数が急増しています。このため現在自宅療養者の方が生活支援物資を希望された場合の物資の供給が追いつかなくなり、配送できるまでに日数を要する状況になっており、ご不便をおかけしているところです。引き続き、希望される方に、物資が配送できるよう対応を検討しているところです。
- ・今後も感染拡大に備え、後ほど説明させていただきますが、各保健所が、施設の調査や幅広検査の実施ができるように本庁において、積極的疫学調査の代行を行うなど、各保健所の支援を強化するとともに必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

健康福祉部（感染症対策室長）

【資料1 グラフ】

- ・新型コロナウイルス感染症の患者数の推移でございますが、昨日7月11日、1,262名の過去最多の感染者数を確認しております。
- ・第6波で多数の感染者を確認しておりましたが、それと比較してもかなりの数の感染者数となっているところです。
- ・直近1週間の患者数対10万人でも781人と過去にない数字となっております。
- ・ピークアウトがなかなか見えないグラフとなっておりますが、その中でも、この7月11日の1週間前の7月4日からの1週間の増数が1.7倍、さらにその前週では2.5倍、その前の週は3.4倍と伸び率そのものは少しずつ減っておりますが、ピークアウトしている状況がま

だ見えてきません。

- 各保健所別の感染者の実数の報告です。
- あくまでも暫定版でございますが、見ていただく通り、ブルーのラインの出雲保健所、レッドのラインの松江保健所の報告数が非常に多いことがわかるかと思えます。
- 黄色いラインの益田保健所も昨日 182 名の感染者数を確認しております。
- その他の保健所にあっても、グラフ上、低く推移しているように見えますが、それぞれの保健所にあっては、やはりそれぞれの機能が逼迫する状況にあるということをご承知おきください。
- この中で、やはり松江保健所管内、出雲保健所管内は非常に感染者数が多い状況であります。
- 数字としては、今日グラフには示しておりませんが、松江市内、出雲市内、安来市内におきましては、それぞれの医療機関でかなりの患者、有症者の方が受診されているというところで、コロナ患者以外の医療の逼迫といったところも聞こえ始めているところです。
- 8市の感染者数対10万人、いわゆる人口比の比較になります。
- 最新のデータが7月9日までとなっておりますが、やはりブルーラインの出雲市が最も多くなっております。
- それ以外の市におきましても、患者数の増数は否めない事実でございます。
- 年代別の感染者の発生状況です。
- 6月中旬以降、まずは20歳から40歳代の大人の感染が先に起こりましたが、世代時間2日または3日をおいて、子供の18歳以下の感染者が増えております。
- 現在は18歳以下の赤いラインの感染者が多数を占めております。
- 現に小学校、保育所といったところのクラスターが多数発生している事実もあります。
- ただ、今回の第7派の特徴は、黄色いラインの50歳以上、茶色ラインの65歳以上の高齢の方々の発生が第6波では見られなかったのが現在見られております。
- おそらく免疫のワクチンの効果が減衰する時期に重なったかというところは推察できますが、その高齢者の影響は次のページをめくってください。
- 病床の使用率に反映されております。
- 第6波の病床の使用率と比べまして第7波に入り、37.5%まで上昇し

ております。

- ・実数にして 139 名の方が入院しておりますが、その 82%は 60 歳以上の高齢者です。
- ・棒グラフは中等症以上の患者数の推移を示しております。
- ・現在 34 名の方が中等症になっておりますが、60 歳以上が 34 名、100% となっております。
- ・そういった意味で高齢の感染者が増えることによって、今後医療へのひっ迫の影響が懸念されるところです。
- ・しかしながら、感染者の多くは 18 歳以下である状況には変わりません。
- ・見ていただくと、18 歳以下の比較を示しておりますけども、緑のラインの小学生の世代が最も多くなっております。
- ・第 6 波と比較するとわかりますが、非常にこの世代は現在、患者数が多いということがお分かりかと思えます。
- ・合わせて 6 歳以下の未就学児も多い状況にあります。
- ・遺伝子解析の結果も前回の報告と若干プラスアルファが少ないですが、7 月の検査結果につきましても、29 例検査しまして、25 例の 86%が BA.5 となっております。
- ・島根県内ではかなり置き換わりが進んでいると思いますが、ただこのデータは県東部の患者の方が中心ですので、今後、県西部の患者の方についても、遺伝子解析を進めてまいりたいと思えます。

(2) 全国の感染状況について

防災部（防災危機管理課長）

【資料 2】

(3) 「感染状況のレベル」について

防災部（防災危機管理課長）

【資料 3】

2. 島根県の対応について

(1) 感染急拡大時の外来診療の対応及び濃厚接触者に対する検査の実施方針（案）について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料 4】

- ・先ほど、患者発生状況でも説明しましたように、全ての保健所の管内で感染者が急増し、病院や診療所などの診療・検査医療機関においては、多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要す

る状況となっています。こうした中でも、今後も引き続き一般医療の提供も含めて、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供を確保していく必要があります。このため、資料に記載のとおり外来診療の対応及び濃厚接触者に対する検査について次のとおり対応することとしたいと考えています。

- まず、1. 外来診療の対応についてであります。感染者数が急増し、医療機関の受診に一定の時間を要し、また、保健所の業務の停滞が発生している保健所管内においては、臨時的な措置として、同居家族等の感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とし、「疑似症患者」とする対応としたいと考えています。
- この対応とこれまでの対応の違いですが、下表をご覧ください。分類が、「疑似症患者（みなし陽性）」となっている部分が今回の対応ですが、対象者は、同居家族等の感染者の濃厚接触者であり、電話診療やオンライン診療により医療機関を受診しますが、医師の判断により、検査を省略し臨床症状により診断を行う対応となります。保健所への発生届の扱いも、確定患者としてではなく、疑似症患者としての届け出となります。診断後の療養等については、自宅待機をしていただき、症状によっては必要に応じて入院をしていただくこととなります。
- 本文に戻りますが、こうした場合であっても、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合などは、医師の判断で検査を行うことは当然可能であります。本日、7月12日現在、この方針に該当する保健所管内は、松江保健所及び出雲保健所の管内となりますが、今後の感染状況により他の保健所管内を追加する可能性があります。
- 次に、2. 濃厚接触者に対する検査の方針であります。資料に記載のとおり、感染者が急増したことにより、濃厚接触者のPCR検査に多くの時間を要し、検査結果が判明するまでに発症し医療機関を受診する方が多くなっていることから、臨時的な措置として、同居家族等の感染者の濃厚接触者であって無症状の方については、検査をせず、有症状となった場合に医療機関を受診していただく対応とすることとします。この方針は、すべての保健所に適用することとしたいと考えています。

【健康福祉部長】

知事、以上のような対応方針で進めてよろしいでしょうか。

【知事】

はい。この内容で進めてください。

(2) 施設に対する幅広いPCR検査の実施方針（案）について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料5】

- ・ 7月5日のこの対策本部会議において、松江保健所及び出雲保健所管内における、施設に対する幅広いPCR検査の実施方針、すなわち、保健所が実施する施設に対する幅広いPCR検査を、下表のとおり、重点化して行うという方針について了承をいただいたところです。
- ・ 今般の県内全域にわたる陽性者数の急増によって、県内の他の保健所においても、業務がひっ迫し、業務の停滞が発生していることから、この方針を県内すべての保健所に適用することとしたいと考えています。

【健康福祉部長】

知事、この対応方針で進めてよろしいでしょうか。

【知事】

はい。この内容で進めてください。

(3) 県内保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について

（健康福祉部長）

【資料6】

- ・ 7月5日のこの対策本部会議において、出雲保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について説明したところですが、1に記載のとおり、今般の陽性者数の急増によって、県内の他の保健所においても、保健所職員と応援職員の体制では、陽性判明日の翌日に陽性の告知や行動制限の依頼などができなくなるなど、調査に遅れが生じ、業務が停滞している状況です。
- ・ このため2に記載のとおり、出雲保健所の調査業務の一部を本庁で代行していた体制について、準備が整い次第順次、県が管轄する他の保健所に対象を拡大し、保健所が施設の調査や幅広検査の実施に専念できる体制を確保することにします。
- ・ 本庁で行う業務内容は、(1)に記載のとおりであり、(2)には、これまでの出雲保健所支援の実施体制を記載しておりますが、②全庁職員による代行実施については、昨日11日から全庁の事務職100人、健康福祉部の専門職等20人程度、合わせて120人程度の規模で行っており、出雲保健所管内分については、陽性判明日の翌日には調査がで

きる状況なっています。

- ・今後、他の保健所の状況も確認しながら、準備が整った保健所の調査から順次、本庁で代行する体制に移行してまいります。

(4) 島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

島根県の対応（案）について

【資料7】

3. 知事指示事項

1. 県内の新規陽性者数は、本日発表分が1262人と、これまでで過去最高、そしてこれまでの最多であった760人を500人超、上回るという状況です。直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数も781人と感染拡大が続いております。

また、第6波の際にはなかった50歳以上の年代の陽性者数の急増も生じ、病床使用率が37.5%と上昇しており、このままの感染状況が続いた場合、医療提供体制に大きな負荷・支障が生じる恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、先ほど説明のあった「島根県の対応」のとおり、県民及び事業者の皆様に、以下の事項をお願いさせていただきます。

要請の期間は、令和4年7月15日（金）から当面の間とします。

主要事項について申し上げます。

2. 県内の感染状況を踏まえ、飲食店等を利用する際の人数を変更し、隠岐地域については8人以下、それ以外の地域については全て4人以下とすることとします。ただし、同居する家族等での利用については、これらの適用対象外とします。

時間については、複数店舗の利用を含めて、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用される場合は3時間以内、それ以外の店舗を利用される場合は2時間以内とのお願いを継続させていただきます。

飲食については、マスクを外して会話をするおそれがあることから感染リスクが高い行動であるほか、飲食を起因とするクラスターも発生しているところ です。

このため、医療提供体制にこれ以上の負荷が生じることを避ける必要があ

りますので、引き続き飲食店等の利用についてご協力をお願いいたします。

3. 陽性者数が急増し、医療機関の受診に一定の時間を要するようになってきていることから、次のような臨時的措置を講じることとします。

業務停滞が発生している保健所、具体的には、松江保健所及び出雲保健所の管内においては、濃厚接触者が有症状になった場合は、医師の判断により、検査を行わなくても、臨床症状で診断することを可能とする扱いとします。このようなことが可能となるということであり、全ての医療機関がこのようになるという訳ではありません。

また、全ての保健所において、同居家族等の濃厚接触者については、無症状の場合は、検査を実施せず、有症状になった場合に医療機関を受診していただくという扱いに変更させていただきます。

4. これまで松江保健所と出雲保健所で行っている施設に対する濃厚接触者以外の方への幅広いPCR検査の重点化については、その対象を全ての保健所において同様に扱うことといたします。
5. 現在は、出雲保健所の業務停滞を理由として、本庁でその業務の一部を代行実施しておりますが、本日の陽性確認者の急増を受け、今後、準備が整い次第順次、県が管轄する他の全ての保健所に対象を拡大し、業務の一部を本庁で代行実施することといたします。このことによりまして、保健所機能の維持・回復を図ります。
6. 県内の感染拡大が続いていることから、自宅療養の患者さん、また濃厚接触者を含めて生活支援物資を希望された場合に、すぐにお届けすることが難しい状況となっております。このため、感染されていないご家庭を含めて、県民の皆様には、今後、感染があり得るという前提で、可能な範囲で5日分程度の食料とトイレトペーパーを備蓄していただきますようお願いいたします。

現状において県行政等々、行政側でできることを最大限取り組んでおりますけれども、県民の皆様にもあらかじめの準備としてこういったお願いをせざるを得ない状況であり、ご理解をいただきたいと思っております。

7. 県民の皆様には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、基本的な感染対策を徹底し

ていただくようお願いします。特に、暑い時期ではありますが、こまめな換気を実施していただくようお願いします。

8. 新型コロナウイルスワクチンは、オミクロン株に対しても、追加接種により、重症化予防などの効果が期待できるとされています。

ワクチン接種が可能な県民の皆様におかれては、特に18歳以上で2回目を接種済みで、3回目がまだの方は、ワクチンの種類に関わらず、追加接種を検討していただくようお願い申し上げます。

9. 県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保、また傷んだ地域経済の回復に向け全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様の深いご理解とご協力を、重ねてよろしく申し上げます。

第 77 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 7 月 12 日 (火) 15 : 45～

場所:県庁 6 階 防災センター室

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

(配付資料)

- | | |
|---|---------|
| (資料 1) 県内の患者発生状況等について | 【健康福祉部】 |
| (資料 2) 全国の感染状況について | 【防災部】 |
| (資料 3) 「感染状況のレベル」 | 【防災部】 |
| (資料 4) 感染急拡大時の外来診療の対応及び濃厚接触者に対する検査の
実施方針 (案) | 【健康福祉部】 |
| (資料 5) 施設に対する幅広い PCR 検査の実施方針 (案) | 【健康福祉部】 |
| (資料 6) 県内保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について | 【健康福祉部】 |
| (資料 7) 島根県の対応 (案) | 【防災部】 |

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和4年7月11日までに、計27,063人の陽性者が確認されました。

6月は2,980人、7月は11日までに7,109人の陽性者が確認されています。

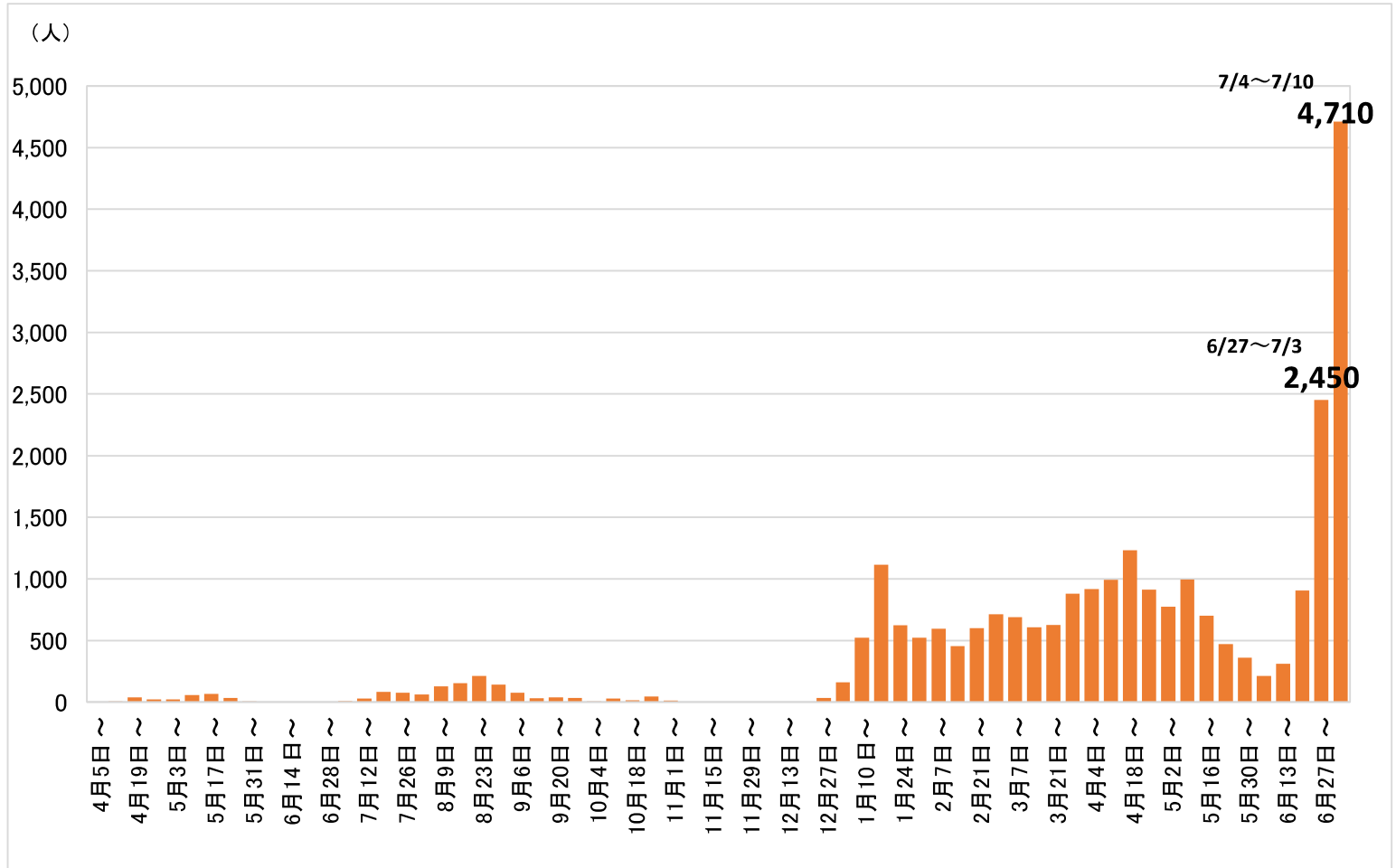
1. 令和4年7月の陽性者の発生状況（7月11日確認分まで）

陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
7月1日	427人	松江市113人、浜田市3人、出雲市235人、益田市5人、大田市15人、安来市23人、江津市5人、雲南市17人、奥出雲町1人、飯南町7人、邑南町1人、県外2人
7月2日	397人	松江市81人、浜田市9人、出雲市199人、益田市3人、大田市20人、安来市36人、江津市3人、雲南市19人、飯南町9人、西ノ島町2人、知夫村4人、隠岐の島町8人、県外4人
7月3日	313人	松江市87人、浜田市13人、出雲市151人、大田市20人、安来市18人、雲南市15人、奥出雲町1人、飯南町3人、知夫村2人、隠岐の島町2人、県外1人
7月4日	760人	松江市177人、浜田市33人、出雲市417人、益田市12人、大田市46人、安来市46人、江津市2人、雲南市16人、奥出雲町1人、飯南町3人、西ノ島町1人、知夫村1人、隠岐の島町4人、県外1人
7月5日	699人	松江市165人、浜田市43人、出雲市373人、益田市11人、大田市29人、安来市44人、江津市7人、雲南市10人、飯南町5人、美郷町2人、邑南町1人、西ノ島町1人、知夫村1人、隠岐の島町3人、県外3人、非公表1人
7月6日	598人	松江市179人、浜田市14人、出雲市279人、益田市19人、大田市42人、安来市37人、江津市3人、雲南市4人、奥出雲町5人、飯南町1人、川本町1人、美郷町2人、邑南町2人、津和野町3人、海士町2人、隠岐の島町2人、県外3人
7月7日	672人	松江市136人、浜田市25人、出雲市178人、益田市11人、大田市17人、安来市36人、江津市9人、雲南市15人、奥出雲町3人、飯南町1人、邑南町6人、津和野町2人、海士町2人、知夫村1人、隠岐の島町3人、県外4人、居住地調査中223人
7月8日	754人	松江市103人、浜田市24人、出雲市179人、益田市45人、大田市23人、安来市44人、江津市11人、雲南市12人、奥出雲町5人、飯南町1人、美郷町9人、邑南町4人、津和野町5人、吉賀町1人、知夫村3人、隠岐の島町1人、県外1人、非公表1人、居住地調査中282人
7月9日	617人	松江市55人、浜田市43人、出雲市256人、益田市29人、大田市34人、安来市32人、江津市8人、雲南市19人、奥出雲町4人、飯南町1人、美郷町5人、邑南町1人、津和野町1人、海士町1人、知夫村1人、隠岐の島町5人、県外2人、居住地調査中120人

7月10日	610 人	松江市51人、浜田市48人、出雲市196人、益田市6人、大田市12人、安来市29人、江津市6人、雲南市14人、奥出雲町7人、飯南町2人、川本町1人、美郷町2人、邑南町7人、海士町1人、知夫村1人、隠岐の島町3人、県外2人、居住地調査中222人
7月11日	1,262 人	(保健所別内訳) 松江502人、雲南30人、出雲445人、県央39人、浜田59人、益田182人、隠岐5人
7月計	7,109 人	

注) 7月1日～7月6日の居住地別内訳は、居住地確認後の速報値(後日、確定値を公表予定)

2. 令和3年度以降の陽性者数の推移(週単位: 7月10日確認分まで)



※上記日付は週単位(月曜日～日曜日)の集計
 ※直近は7/4～7/10までの集計(実績: 4,710人)

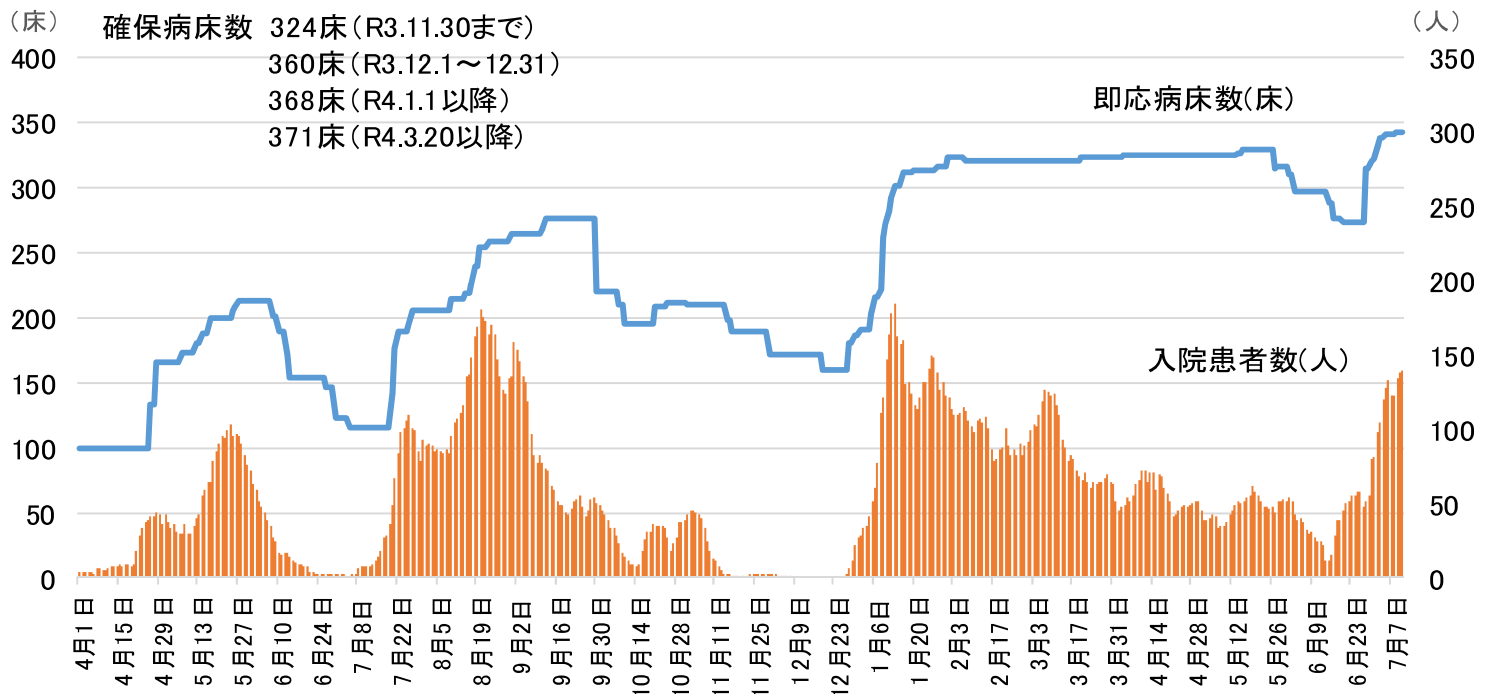
3. 病床確保状況及び使用率（7月11日時点）

確保病床数 (A)	病床使用率		
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
371床	343床	37.5%	40.5%

入院患者数 (C)				
	重症	中等症	軽症	無症状
139人	1人	34人	76人	13人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

(令和3年度以降の日別状況)



入院等調整済（入院等予定者） 603人
調整中 1,460人

4. 軽症者等の療養（7月11日時点）

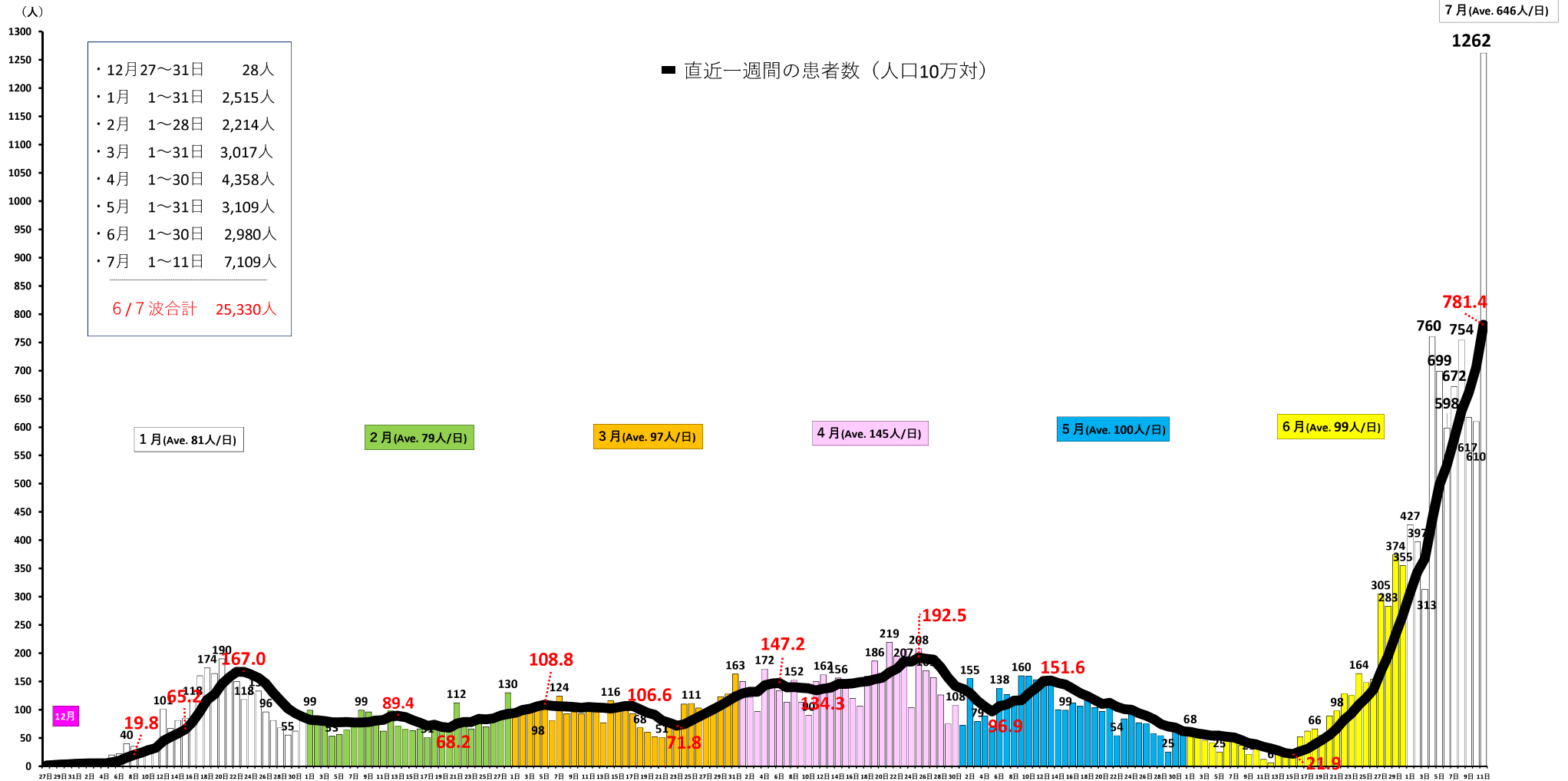
患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 51人

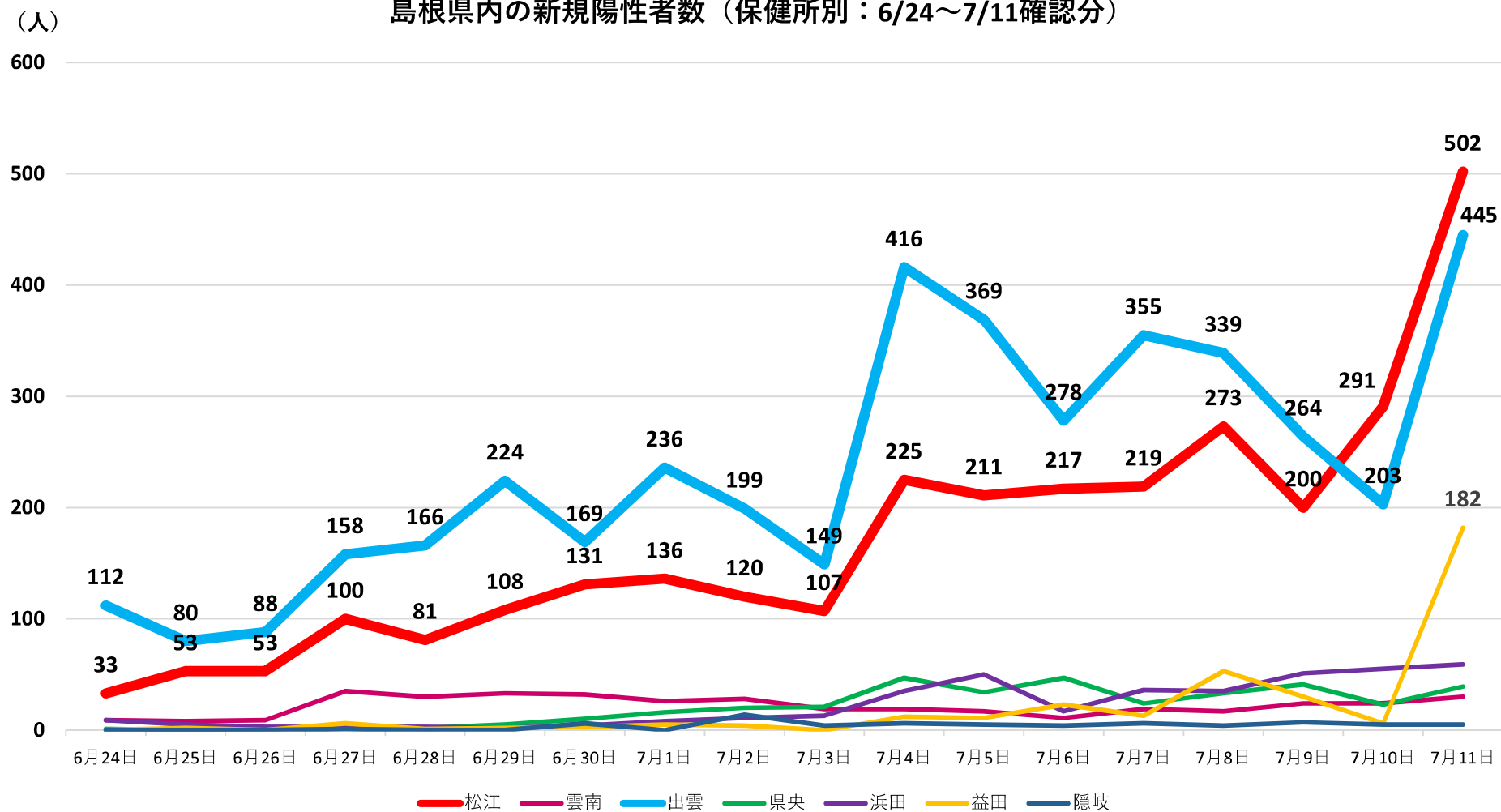
自宅療養者数 4,350人

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）



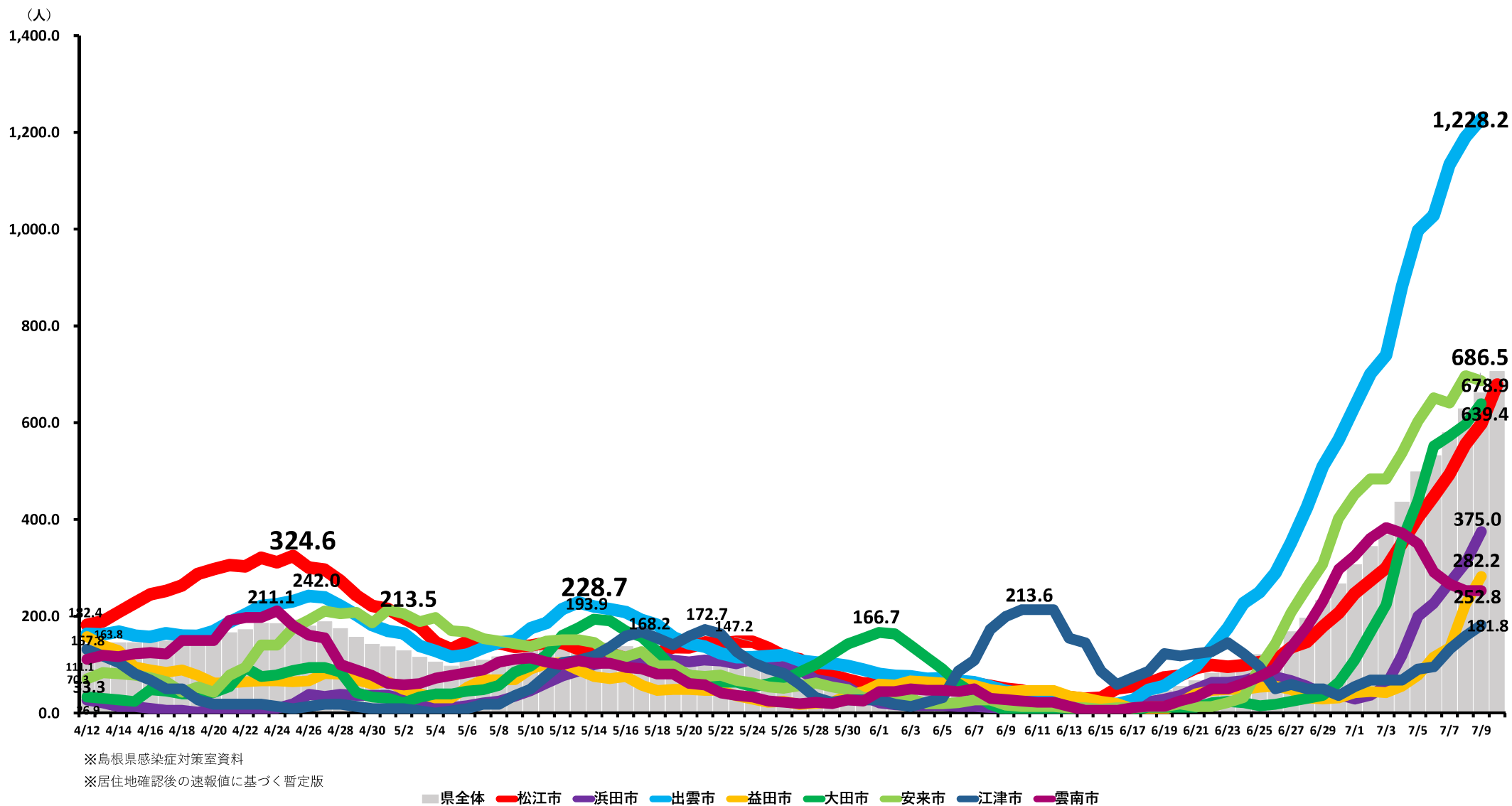
※島根県感染症対策室資料

島根県内の新規陽性者数（保健所別：6/24～7/11確認分）

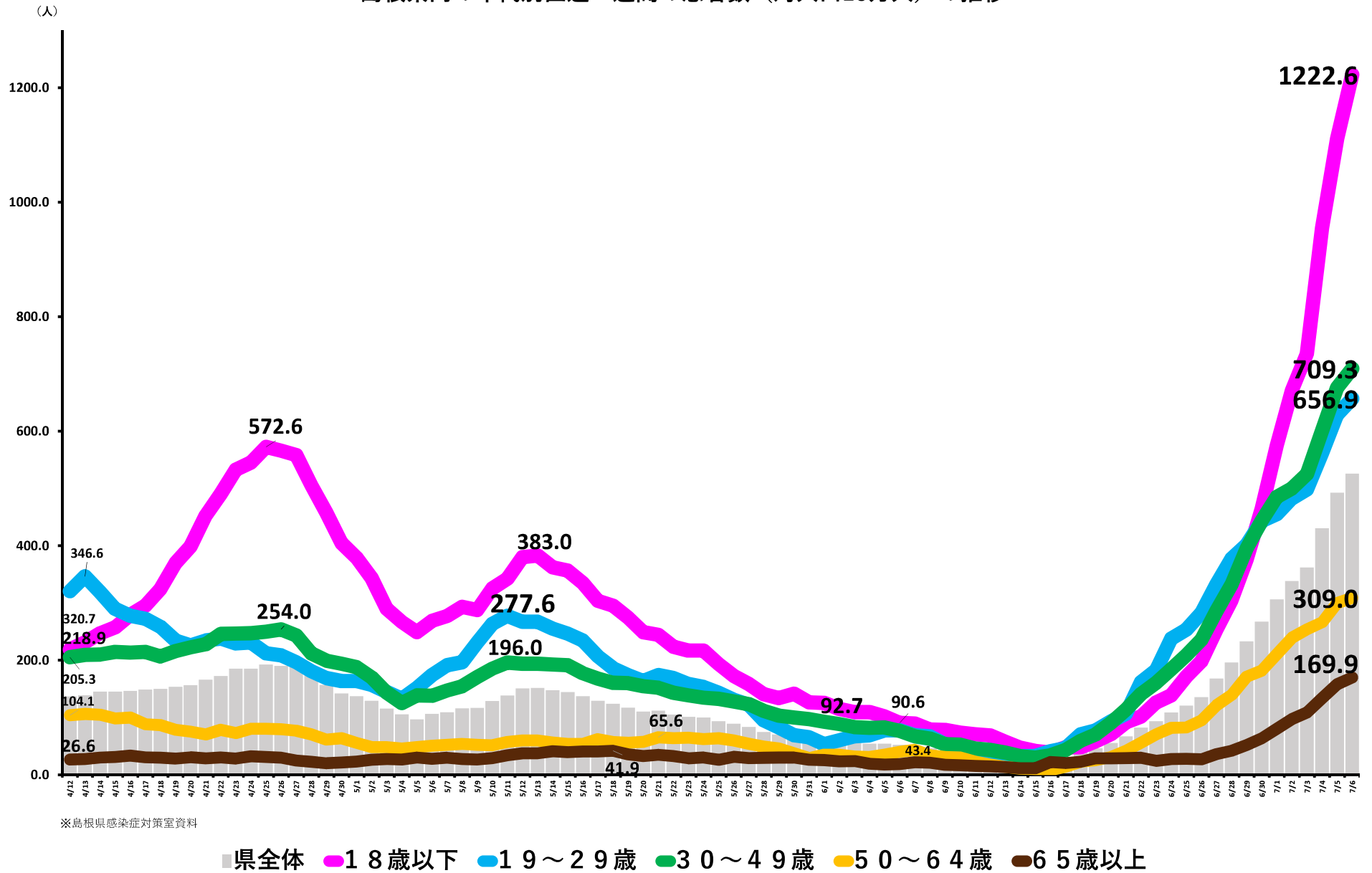


※島根県感染症対策室資料（暫定版）

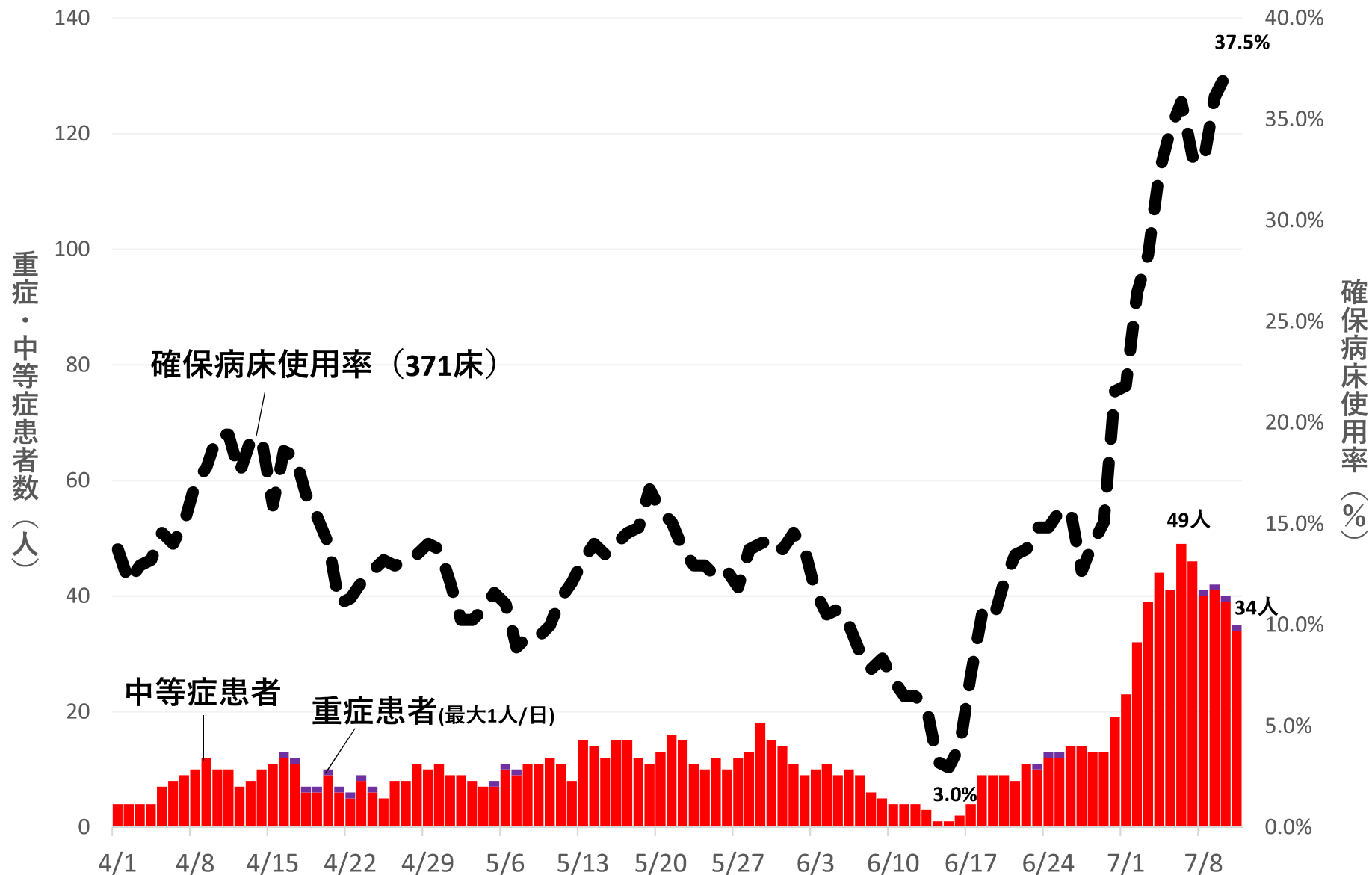
島根県内の直近一週間人口10万対患者数の推移 — 松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市



島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移



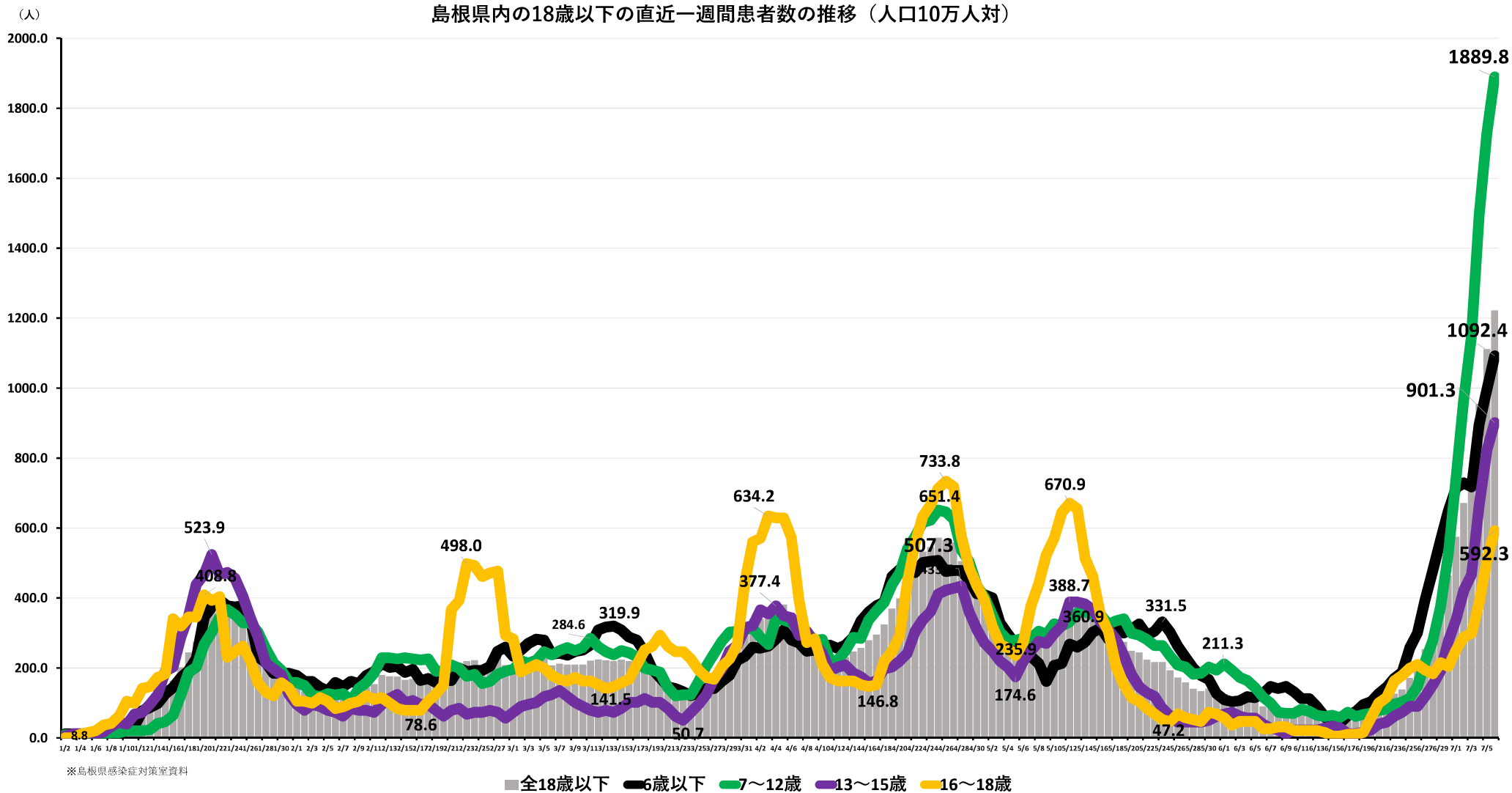
重症・中等症患者及び病床使用率の推移



※島根県感染症対策室資料

※期間：R4.4.1～R4.7.11

島根県内の18歳以下の直近一週間患者数の推移（人口10万人対）



※島根県感染症対策室資料

遺伝子解析結果

陽性確認日	1 - 2月	3月	4月	5月	6月	7月(1~5日)
検査数	667	42	224	226	156	29
BA.5	0	0	0	4	59	25
BA.2	1	13	170	216	97	4
(内、BA.2.12.1)					(1)	
BA.1	659	29	54	6	0	0
デルタ	7	0	0	0	0	0

※島根県保健環境科学研究所調べ

内、6月22~27日

検査数 56

BA.5 43

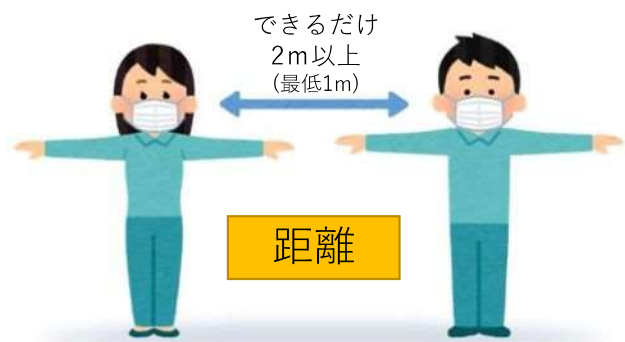
BA.2 13

新型コロナ
感染拡大防止のために

引き続き 感染対策の徹底 をお願いします

飛沫感染対策

特に近距離での会話



マスク

空気感染対策

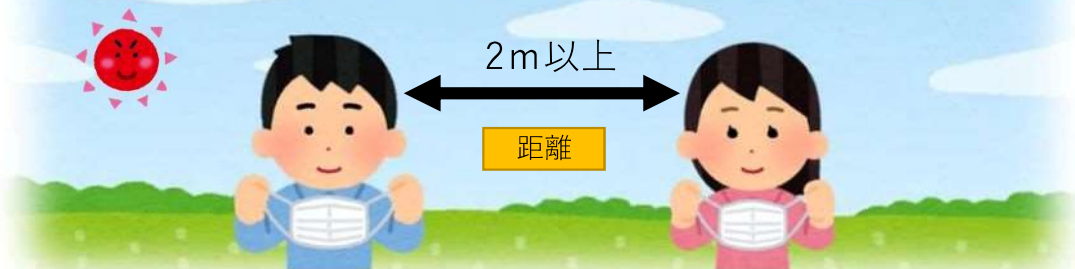
換気



30分に1回程度

熱中症予防のため

屋外で十分に距離がとれているときはマスクをはずしましょう



人混み、人に近づくとき、話をするときはマスクを着用しましょう

手指衛生



手を洗おう

接触感染対策



消毒しよう

モノの消毒



よく触るところを1日1回

令和4年7月12日10:00時点

全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	新規陽性者数				陽性者数・検査件数比 (陽性率) ※1		感染経路不明割合		死者数(人口10万人)	
	都道府県	6/27~7/3 人口10万人あたり(人)	都道府県	7/4~7/10 人口10万人あたり(人)	都道府県	6/27~7/3 の1週間	都道府県	6/25~7/1 の1週間	都道府県	1/1~7/10
1	沖縄	703.17	沖縄	1,029.39	熊本	47.8%	福岡	100.0%	大阪	24.49
2	島根	339.32	島根	655.93	沖縄	43.7%	宮城	93.3%	奈良	18.27
3	熊本	265.79	佐賀	513.74	佐賀	37.8%	神奈川	91.0%	京都	17.92
4	佐賀	259.14	熊本	488.62	鹿児島	34.0%	千葉	89.6%	兵庫	15.64
5	鹿児島	176.03	東京	380.14	島根	33.3%	京都	84.4%	福岡	12.87
6	宮崎	162.91	大阪	344.56	兵庫	32.0%	栃木	80.0%	愛知	12.49
7	東京	160.29	鹿児島	338.01	青森	31.4%	兵庫	75.2%	千葉	12.41
8	大阪	158.76	福岡	334.74	宮崎	30.4%	奈良	70.1%	北海道	11.92
9	福岡	151.68	大分	323.00	東京	25.6%	石川	69.6%	高知	11.89
10	長崎	149.66	宮崎	316.03	愛知	25.3%	大阪	68.6%	広島	10.45
11	愛媛	143.09	愛媛	269.60	大分	25.3%	東京	64.8%	東京	10.14
12	大分	142.47	鳥取	253.42	愛媛	25.0%	埼玉	64.0%	神奈川	10.05
13	青森	129.78	京都	245.99	滋賀	24.5%	群馬	57.0%	宮崎	9.97
14	和歌山	127.78	和歌山	244.43	福岡	23.9%	青森	55.7%	佐賀	9.94
15	高知	117.05	神奈川	238.19	長崎	23.1%	福島	54.7%	熊本	9.90
16	鳥取	109.53	長崎	226.45	神奈川	22.2%	富山	53.6%	香川	9.52
17	愛知	106.50	青森	211.32	京都	20.8%	島根	52.7%	鹿児島	9.24
18	京都	105.69	愛知	209.36	高知	19.4%	山形	52.4%	三重	8.59
19	兵庫	102.93	兵庫	207.92	山口	18.8%	山梨	51.8%	滋賀	8.35
20	神奈川	102.53	千葉	207.48	和歌山	18.7%	北海道	50.8%	栃木	8.32
21	三重	95.62	奈良	205.94	富山	18.7%	沖縄	48.6%	埼玉	8.27
22	福井	95.44	福井	200.00	埼玉	18.5%	長崎	48.5%	茨城	8.04
23	広島	92.48	埼玉	193.85	千葉	17.8%	和歌山	48.0%	群馬	7.57
24	岐阜	92.45	岐阜	192.15	北海道	17.6%	香川	47.7%	大分	7.31
25	埼玉	91.92	三重	191.13	福井	17.5%	岐阜	45.5%	岐阜	6.54
26	千葉	89.79	高知	189.40	大阪	17.5%	岡山	44.9%	沖縄	6.54
27	山口	89.62	滋賀	171.36	三重	17.5%	静岡	42.4%	山口	6.48
28	滋賀	83.73	石川	161.95	岐阜	16.2%	宮崎	42.0%	青森	6.34
29	石川	78.56	静岡	151.04	鳥取	15.9%	佐賀	42.0%	岡山	6.14
30	北海道	75.81	香川	148.01	奈良	15.8%	三重	41.4%	和歌山	6.05
31	奈良	74.21	富山	138.79	静岡	13.7%	茨城	41.0%	静岡	5.87
32	香川	69.87	山口	137.92	宮城	12.8%	長野	40.1%	石川	5.71
33	静岡	67.26	広島	130.60	徳島	12.1%	秋田	38.3%	長野	5.27
34	徳島	66.62	岡山	126.72	広島	11.5%	愛媛	34.3%	山梨	4.81
35	宮城	61.58	宮城	121.60	岩手	11.3%	広島	31.7%	秋田	4.66
36	岡山	61.27	徳島	115.11	岡山	11.3%	鹿児島	29.2%	愛媛	4.56
37	富山	59.00	岩手	111.74	茨城	11.2%	山口	29.2%	富山	4.21
38	茨城	53.85	長野	101.85	香川	11.0%	岩手	28.5%	長崎	4.07
39	山形	52.60	北海道	101.85	山形	10.9%	高知	27.5%	山形	3.90
40	山梨	47.72	山梨	100.37	栃木	10.8%	新潟	27.2%	宮城	3.64
41	岩手	44.66	栃木	98.86	群馬	10.6%	熊本	26.8%	岩手	3.59
42	長野	39.78	茨城	98.46	長野	8.7%	大分	25.7%	福島	2.76
43	群馬	37.13	群馬	97.94	新潟	8.5%	鳥取	22.7%	徳島	2.75
44	栃木	36.35	新潟	82.19	石川	7.0%	徳島	20.9%	鳥取	2.70
45	新潟	35.99	山形	80.98	秋田	6.9%	福井	6.6%	島根	1.93
46	福島	30.01	福島	66.74	福島	4.5%	愛知	-	新潟	1.30
47	秋田	21.84	秋田	66.46	山梨	3.8%	滋賀	-	福井	1.04

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

陽性者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（7月11日）

陽性者数・検査件数比、感染経路不明割合：厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）について」（7月8日）

死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

※1：分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数（疑似症患者を含む）」に対し、

「検査件数（退院時検査等を含む）」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。

令和 4 年 7 月 12 日 10 : 00 時点
(7 月 5 日～7 月 11 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>371</u> 床 使用状況 <u>139</u> 床) (7/12 10 時現在 <u>37.5%</u>) 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (7/12 10 時現在 <u>781.41</u> 人/10 万人/週) 注 1 	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> 病床使用率 50%超 重症病床使用率 50%超 (7/12 10 時現在 <u>37.5%</u> 1/28 床 <u>3.6%</u>) 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2 	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年7月12日10:00時点
(7月5日～7月11日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制 (参考)
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	人口10万人当たりの全療養者数 20人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	人口10万人当たりの全療養者数 30人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上	-
県の状況 【7/12 10:00 時点】		<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 37.5% 入院率 2.1% 最大確保病床数 371床 使用状況 139床 	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 3.6% 最大確保病床数 28床 使用状況 1床 	人口10万人当たりの全療養者数 989.96人 全療養者 6,603人 (入院者 139人) (宿泊療養者 51人) (自宅療養者 4,350人) (入院等予定者 603人) (入院等調整中 1,460人)	13.6% 注2 6/27～7/3 2,450人 10,624/件	781.41人 /10万人/週 7/5～7/11 5,212人	22.5% 7/4～7/10 200人/888人 ※調査中を除く	1.79 【6/28～7/4】 2,909人 【7/5～7/11】 5,212人	

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

感染急拡大時の外来診療の対応及び濃厚接触者に対する検査の実施方針（案）

- 1 感染者数が急増し、医療機関の受診に一定の時間を要し、また、保健所の業務の停滞が発生している保健所管内においては、臨時的な措置として、同居家族等の感染者の濃厚接触者が有症状となった場合において、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする。（下表の網掛け部分）こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行なうことが可能。

7月12日現在、この方針に該当する保健所管内は、松江保健所及び出雲保健所である。※今後の感染状況によっては、追加もあり得る。

分類	対象者	診察	検査	発生届	診断後の療養等
確定患者	医療機関で検査・診断した患者	あり	医療機関の検査	あり（確定例）	自宅療養（必要に応じて入院）
疑似症患者 （みなし陽性）	同居家族等の感染者の濃厚接触者 で、臨床診断された患者	あり（オンライン 診療など）	なし	あり（疑似症）	自宅待機（必要に応じて入院）

- 2 感染者数が急増し、濃厚接触者の PCR 検査に多くの時間を要し、発症し、医療機関を受診する者が多くなってきていることから、臨時的な措置として、全ての保健所管内において、同居家族等の濃厚接触者については、無症状の場合は検査を実施せず、有症状となった場合に医療機関を受診することとする。

施設に対する幅広いPCR検査の実施方針（案）

感染者数が急増し、業務の停滞が発生している保健所管内においては、保健所が実施する施設に対する幅広いPCR検査を重点化（網掛け部分について変更）して実施する。

7月12日現在、この方針に該当するのは、全ての保健所管内である。

患者等の発生場所等	濃厚接触者以外の幅広いPCR検査	
	クラスターが発生している、又は発生のおそれのある場合	左記以外の場合
① ハイリスク施設（医療機関、高齢者施設、障がい者施設等）	実施	実施
② 保育所・幼稚園等	実施	実施
③ 学校等	実施	実施しない （濃厚接触者は実施）
④ 事業所（①・②・③を除く）	実施（自ら行うことができる事業所を除く）	実施しない （濃厚接触者は実施）

健康福祉部
令和4年7月12日

県内保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について

1. 県内保健所の状況

県内の新規陽性者数が急増し、現在の保健所の人員では、陽性判明日の翌日に陽性の告知や行動制限の依頼等ができなくなるなど、積極的疫学調査に遅れが生じ、業務が停滞している状況

2. 調査の実施体制の変更（県管轄全保健所に対象拡大）

これまで出雲保健所が行う積極的疫学調査の一部の業務を本庁で代行していたが、準備が整い次第順次、他の県管轄保健所に対象を拡大し、保健所が施設の調査や幅広検査の実施に専念できる体制を確保

（1）業務内容

陽性の告知、行動制限の依頼、基本情報やメディカルスクリーニングに必要な基礎疾患等の情報及び行動の調査等

（2）出雲保健所支援の実施体制

① 健康福祉部の職員による代行実施（6/30～7/4）

- ・ 6/30（木）～7/3（日） 健康福祉部の事務職7名、専門職2名
- ・ 7/4（月） 健康福祉部の事務職14名、専門職2名

② 全庁の職員による代行実施（7/5以降）

- ・ 7/5（火）～7/7（木） 全庁の事務職50名、健康福祉部の専門職6名程度
- ・ 7/8（金）～7/10（日） 全庁の事務職85名、健康福祉部の専門職等20名程度
- ・ 7/11（月）～ 全庁の事務職100名、健康福祉部の専門職等20名程度

（3）県管轄保健所支援のための今後の実施体制

県内の感染者数の急増を踏まえ、今後できるだけ速やかに、出雲保健所以外の県管轄保健所の積極的疫学調査の一部の業務についても、全庁の職員による代行実施体制に移行

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年7月15日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

(5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を7月31日までとする。（特措法第24条第9項に基づく要請）

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を次のとおりとすること。

① 県東部地域及び県西部地域の飲食店等を利用する場合は、4人以下とすること。

② 隠岐地域の飲食店等を利用する場合は、8人以下とすること。
ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和4年6月24日島根県対策本部決定）

【令和4年6月24日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年2月18日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年2月18日付け事務連絡）に基づき、令和4年2月21日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注4）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 （注4）	100% 大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注1）令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注2）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注3）様式は別に定める。

（注4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱いについては、令和4年5月23日付け事務連絡を確認すること。